

令和 8 年度
道路標識標示設置工事特記仕様書・諸注意事項

1 共通事項

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）、交通規制基準【警察庁交通局】（以下「規制基準」という。）、及び道路標識道路標示設置工事共通仕様書【沖縄県警察本部】（以下「共通仕様書」という。）に適合する工事を行うこと。

標識令、規制基準及び共通仕様書は最新版を適用する。

2 材料・施工方法について

(1) 標識板について

ア 標識板はカプセルレンズ若しくはカプセルプリズムとする。但し、指定する横断歩道標識【407】及び一時停止標識【330】については広角プリズムとし、寸法及び色彩は標識令の基準に適合すること。

イ 灯火標識板の光源は LED とし、寸法及び色彩は標識令の基準に適合すること。

(2) 標識板の背面金具及び取付腕の金具（以下「背面金具等」という。）について

柱の直径及び、背面金具等を確認し、対応する金具を選定した上で、背面金具等の取り付けまたは、取り替えを行うこと。

(3) オーバーハング柱について

ア 使用資材の検収について

使用する逆 L 型標識柱（ベース式、埋込式）については、規格書類と供に強度計算書を提出し、承認願いを得るものとする。

納入された資材について、規格書と同等のものであるか検収し、その状況を写真撮影して提出すること。

イ 製造年月等の打刻等について

建柱した際に目視できる位置に『製造年月』を打刻し、銘板プレート（設置者「沖縄県公安委員会」、施工業者、支柱の径、アームの径、等の項目入り）を支柱の前面（地上1.5m）に設置すること。

(4) オーバーハング柱工事の試掘について

オーバーハング柱の工事に際して試掘が必要な箇所については協議すること。

(5) 柱、板に貼付する表示ラベルについて

柱は公安委員会表示ラベルの DB 番号欄、板は表示ラベルの柱番号欄、それぞれに設計書記載の DB 番号を記載し、さらに透明保護シール（紫外線カット）の貼付も行うこと。

表示ラベルに記載する年月については取付を行った工事の契約日の年月とすること。

※例：契約日が令和 6 年 8 月 1 1 日である場合は『令和 6 年 8 月』とする。

(6) 植栽帯付近での建柱

植栽帯付近に建柱する場合は、視認性が悪くならないような場所を選定し、原則と

しては植栽帯の手前に建柱すること。

(7) 私有地等の境界付近での建柱

私有地等の境界付近に建柱する場合は、私有地等の境界と標識板の離隔が10cm 未満とならないよう適切な場所へ建柱すること。

(8) 建設系産業廃棄物の処理について

ア 土工事（掘削、基礎撤去等）の際に発生するがれき等（アスファルト、コンクリートがら）については産業廃棄物として処理し、その処理を行った証としてマニフェストを提出すること

またがれきの回収、処分業者引渡までの過程を写真撮影し、提出すること。

イ アスファルトカットの際に出る汚濁水についても回収し、産業廃棄物として処理すること。

またその処理を行った証としてマニフェストを提出し、濁水または粉体の回収から処分業者引渡までの過程を写真撮影し、提出すること。

(9) 建設発生土の搬出先等

当該工事により建設発生土が発生した場合、搬出先として沖縄県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に搬出すること。

(10) クランク柱の建柱について

クランク柱を建柱する際は、クランク部分については地表にでないように埋設すること。また、側溝がある箇所においてはクランク柱埋設に係る最小限の側溝部分をカットし、柱が立ち上がる部分までは地表にでないように埋設し、カット部はコンクリート等により埋め戻しを行うこと。

(11) コンクリートの打設について

標識柱建柱時、コンクリートを流し込む際に、標識柱の根かせ（鉄製・直径13mm・長さ250mm）部分がわかるように写真を撮り完成検査時に提出すること。（写真がない場合は、完成検査時に抜き打ちで何カ所か掘削し、コンクリート部分を壊して確認する。）

※コンクリートを現場で流し込みをせず、あらかじめコンクリート型枠を作成し現場で埋込み、スリーブ式にして標識柱を建柱している業者があるが、スリーブ式にした場合十分な根かせ棒が取り付けられない。そのため、標識柱が回転し位置が変わってしまうためコンクリート型枠を作成しスリーブ式で建柱することは認めない。

やむを得ずコア抜き等で掘削工事を行う場合には、事前に監督員の了解を得た上で、根かせ（鉄製・直径13mm・長さ250mm）が入る大きさを確保すること。

(12) 柱の撤去の施工について

柱の撤去については、原則として柱の基礎コンクリートも撤去し道路等の原状復旧を行うこと。基礎コンクリート撤去後の写真を撮影し完成検査時に提出すること。

(13) 標識の建替方法について

進入禁止・指定方向外進行禁止・一時停止等、標識板がない状態があると交通に危険を及ぼすおそれのある標識板については、原則として建替の柱を建柱し標識板を設置してから古い柱・標識板を撤去すること。

また、上記の方法以外で建替を行う場合には監督員の了解を得た上で行うこと。

(14) 路面復旧について

建柱に際し、路面等を掘削した場合は影響範囲（路側式200mm・オーバーハング式300mm）と共に原状復旧すること。

(15) ボルトの締め付けについて

標識板を柱に取り付ける際は、緩むことのないよう強く締め付けること。（標識板に損傷がないのに回転している箇所が多いため）

(16) 電柱等への共架

道路管理者等所管の照明灯、案内標識柱等に道路標識を共架する場合は、損傷及び腐食防止のため、ゴム板（厚さ：2mm）で保護すること。

(17) 標識の角度

標識の角度は原則として、規制基準の取付け角度の基準によるものとする。

※ 参考：規制基準 第3章－第3－4（道路標識等の設置基準：角度）

(18) 一時停止標識の新設時の留意事項について

同一箇所にて一時停止標識の新設と道路標示（停止線・止まれ）の新設を行う際は、標識と標示を同一日に完成させること。やむを得ず同一日に完成できない場合は、標示よりも先に標識を完成させること。

(19) 横断歩道標識の新設時の留意事項について

同一箇所に横断歩道標識の新設と道路標示（横断歩道・停止線・横断歩道予告）の新設を行う際は、標識と標示を同一日に完成させること。やむを得ず同一日に完成できない場合は、標示よりも先に標識を完成させ、標示が完成するまでの間は標識をカバーで被覆する処置等を行うこと。

(20) 「止まれ」図示標示について

図示標示の「止まれ」は「止」は漢字、「まれ」はひらがな標示で施工すること。（「トマレ」とカタカナで標示を施工しないこと。）

また、「止まれ」の数量について特に指定が無い限り、L15＝18.64mとする。

※設置図については共通仕様書参照

(21) 駐車禁止及び駐停車禁止の標示の施工方法

歩道の縁石の上部へ黄色の色彩で施工し、縁石の側面には施工しないこと。

※参考：標識令 別表第六

(22) 停止線・横断歩道及び横断歩道予告の標示の施工方法

停止線・横断歩道及び横断歩道予告の標示は原則として15cm幅で施工しないこと。

(23) 標示への刻印

標示を施工した場合は、個々に全て刻印すること。刻印する内容は、年月及び、会社名（略称可）とし、予め監督員に通知すること。

なお、刻印する年月については施工した工事の契約日の年月とすること。

※例：契約日が令和6年8月11日である場合は『R 6． 8』とする。

(24) 路面標示用貼付式シート

指定する工事箇所の横断歩道及び停止線の両端部に以下の性能同等、またはそれ以上の貼付式シートをメーカー施行手順に従って設置し、容易に剥がれないようにする

こと。

施工長は45cm 幅×61cm、又はあらかじめ指定した施工長で設置すること。

反射性能：携帯型反射輝度計で測定し、下記数値以上の値であること

	観測角（度）	入射角（度）	白色	黄色
乾燥時	1.05	88.76	500	300
湿潤時			250	200

拡散反射率：Y 値 60 以上（白色のみ）（JIS Z 8722 4.3.1 に準じる）

引張強度：40N/25mm 以上（JIS Z 9117 の 7-8 項に準じる）

耐摩耗性：200mg 以下（試験方法 JIS K-5665）

耐滑走性：50BPN

(25) 県産品の優先使用について

本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。

3 週休2日（土日）の取組について

本工事は、受注者が、週休2日（土日）の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する。

完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

工事着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

4 施行管理について

(1) 事前調査及び打ち合わせの実施

現場代理人は、契約後速やかに施工予定箇所を事前調査したうえで、監督員と工事に関する打合せを行うこと。打ち合わせの内容は概ね次のとおりとする。

ア 建柱位置の確認について

イ 材料の過不足及び仕様について

ウ 懸念事項（工事箇所直近で建築工事がある等）の情報共有について

(2) 進捗状況の説明

現場代理人は、監督員に対し、定期的及び必要に応じて随時、工事の進捗状況説明及び関係書類の提出を行い工事が円滑に行えるように努めること。

(3) 道路管理者等に対する工事の通知（道路占用手続き）等について

各施設の管理者に対して工事の通知（埋設物照会・近接工事協議）等が必要な箇所は、請負業者において必要な図面等を準備し、調整すること。

(4) 共架申請について

工事に際し、工作物へ共架する必要がある、その申請等が必要となった場合、請負業者において必要な図面等を準備することとする。

(5) 下請けについて

工事を下請けさせる場合には、届け出（建設工事下請通知書）を提出すること。

(6) 工事箇所近接に居住する住人等への事前説明

標識柱の設置・建替・移設・撤去・試掘調査等をする際は、事前に工事箇所近接に居住する住人に対して、工事内容（標識の建柱位置や、工事に伴う騒音の発生等）を説明し工事に関して理解を得るよう努めること。

工事に伴い駐車場の出入りが困難になる又は、騒音により営業へ著しい支障が生じること等が懸念される場合は、事前に調整の上、休業日または、影響の少ない日時に工事を行うよう努めること。

(7) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取り扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乘じた額で行う。

(8) 工事写真の撮影方法について

ア 写真撮影の際には、工事黒板の必須項目として工事名・DB番号・撮影年月日（施工後に関しては設置・撤去完了日の年月日）を撮影した写真から識別できるようにすること。

イ 工事過程の写真について、根かせの挿入の写真及び基礎コンクリート撤去後の撮影も確実に実施すること。

ウ 建柱位置が変更となった箇所は、撤去した箇所の穴埋め後も撮影すること。

エ 施工前後の写真撮影は同一地点から同一方向へ撮影し、施行前後が写真から一目瞭然に識別できるようにすること。

(9) 工事完成時に提出する書類等について

工事完成時に提出する書類等は次のとおりとする。

ア 完成通知書

イ 工事完成図

ウ 写真台帳（施工前・施工後・施工状況・根かせの状況・床堀状況・撤去状況・濁水及び粉体の処理状況等、灯火標識は夜間時の点灯状況も撮影）

標識及び標示の新設・撤去箇所の施工後の写真については、工事箇所毎に設置完了した年月日を写真台帳に記載すること。

エ 産業廃棄物処理に係るマニフェスト等

オ 標識工事の施工後（完成写真）写真データ（媒体は CD-R 又は DVD-R）

写真データは、所轄署ごとに JPEG 形式（画素数は33万画素程度、640px × 480px）、ファイルサイズは100KB 程度、写真ファイル名は道路標識設計書に記載してある DB 番号とする。

なお、同一標識について複数写真がある場合にはハイフン（半角）を用いて連番とすること。

※ 例：DB 番号 12345 の場合のファイル名（複数写真 2 枚）

1 枚目： 12345.jpg 、 2 枚目 12345-2.jpg

カ 灯火標識工事にあつては、上記書類に加え、管理簿（紙媒体と Excel ファイルデータ）及び電気使用申込書を提出すること。

(10) 工事等の一時中止措置について

「南海トラフ地震防災対策推進地域」での契約済み工事等において、申合せを踏まえ、地震の発生の危険にかんがみ、受注者が施工中または履行中における工事等の一時中止を求める場合、工事請負契約書第20条等の規定に基づき、必要があると認めるときは、一時中止措置を行うこと。

(11) その他の疑義について

その他、工事を行う際に疑義が生じた場合は、監督員と連絡を取り合い調整すること。

5 完成検査について

(1) 順路設定について

完成検査を受ける際は、効率よく検査を進められるよう、請負業者において事前に順路設定を行うこと。また、設定した順路順に工事図面のページ数を記した一覧表を作成すること。（別添「完成検査順路表」参照）

(2) 検査書類の準備について

完成検査を受ける際は、検査員が使用する書類（工事図面）を請負業者において準備し、設定した順路順に並べること。

6 技術者の専任を要する期間について

(1) 主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。